

ネットワーク運営の中立性の確保に関する
役職員の行動規範

2016 年 4 月 1 日 施行

2025 年 4 月 1 日 改定

東京電力パワーグリッド株式会社

ネットワーク運営の中立性の確保に関する役職員の行動規範

(総則)

第1条 東京電力ホールディングス株式会社（以下「HD」という。）及び基幹事業会社のすべての役職員は、一般送配電業務に関する社内外のルール（関係法令，ガイドライン，社内マニュアル等）を遵守し，ネットワーク運営の中立性の確保に努めなければならない。

(定義)

第2条 本規範における用語の定義は次のとおりとする。

- ① 「役職員」とは，HD及び基幹事業会社の取締役，執行役その他業務を執行する役員及び従業員の総称をいう。
- ② 「取締役等」とは，取締役，執行役その他業務を執行する役員をいう。
- ③ 「基幹事業会社」とは，東京電力フュエル&パワー株式会社，東京電力パワーグリッド株式会社（以下「PG」という。），東京電力エナジーパートナー株式会社及び東京電力リニューアブルパワー株式会社をいう。
- ④ 「託送供給等業務」とは，託送供給及び電力量調整供給の業務をいう。
- ⑤ 「送配電等業務」とは，託送供給等業務その他の変電，送電，配電に係る業務をいう。
- ⑥ 「一般送配電業務」とは，送配電等業務その他の一般送配電事業の業務等をいう。
- ⑦ 「特定送配電等業務」とは，非公開情報を入手することができる業務又は送配電等業務のうち，小売電気事業，発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得る業務をいう。
- ⑧ 「託送関連情報」とは，託送供給等業務で知り得た他の電気供給事業者に関する情報及び電気の利用者に関する情報（統計情報及び匿名加工情報を除く）であって，他の事業者が知り得た場合に当該事業者の行動に影響を及ぼし得る情報をいう。
- ⑨ 「非公開情報」とは，託送供給等業務に関する公表されていない情報であって，小売電気事業，発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得る情報をいう。
- ⑩ 「託送供給等部門」とは，託送供給等業務を行う部門をいう。
- ⑪ 「小売部門」とは，小売供給業務を行う部門及び需要抑制にかかわる業務を行う部門をいう。
- ⑫ 「発電部門」とは，発電設備にかかわる業務を行う部門をいう。
- ⑬ 「電力取引部門」とは，供給力の調達・販売を行う部門をいう。
- ⑭ 「託送供給等部門の役職員」とは，託送供給等部門を統括し，又は当該部門に所属する役職員をいう。
- ⑮ 「発電部門，小売部門及び電力取引部門の役職員」とは，当該部門を各々統括し，又は当該部門に所属する役職員をいう。
- ⑯ 「特定関係事業者」とは，PGの子会社，HD，HDの子会社等のうち自己が小売電気事業，発電事業若しくは特定卸供給事業を営む者又は当該小売電気事業，発電事業若しくは特定卸供給事業を営む者の親会社等をいう。ただし，PGを除く。

- ⑰ 「特殊の関係のある者」とは、特定関係事業者の子会社、関連会社、特定関係事業者の主要株主基準値（20％）以上の数の議決権を保有する者をいう。ただし、PGを除く。
- ⑱ 「契約者」とは、託送供給等約款において定義された契約者、発電契約者、需要抑制契約者の総称をいう（新規に契約を締結しようとしている者を含む）。
- ⑲ 「契約者等」とは、契約者、発電者及び需要者（新規に発電者及び需要者となる予定の者を含む）の総称をいう。

（ネットワーク運営の中立性の確保）

第3条 PGの取締役にあつては、原則として、特定関係事業者の取締役等又は従業者との兼職を、PGの従業者にあつては、特定関係事業者の取締役等との兼職をそれぞれ行わない。ただし、以下の①及び②、又は③の措置を講じる場合には、上記兼職を行うことができるものとする。

- ① PGにおいて、当該兼職者が非公開情報を入手できないことを確保するための措置
- ② PGにおいて、当該兼職者が送配電等業務のうち、小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業に影響を及ぼし得るものに参画できないことを確保するための措置
- ③ 特定関係事業者において、当該兼職者が小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業の経営管理に係る業務運営上の重要な決定に参画できないことを確保するための措置

2 PGは、原則として、その特定関係事業者の従業者を、特定送配電等業務に従事させない。ただし、従事させる場合には、特定関係事業者において、当該従業者について以下の①ないし⑥の措置を全て講じることとする。

- ① 小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業の経営管理に係る業務運営上の重要な決定に参画できないことを確保するための措置
- ② 小売供給契約に関する業務において、需要家に関する情報を取り扱わないことを確保するための措置
- ③ 小売電気事業に係る電力の取引に関する業務において、当該取引に関する情報を取り扱わないことを確保するための措置
- ④ 電源開発についての計画の策定に関する業務において、当該計画に関する情報を取り扱わないことを確保するための措置
- ⑤ 発電事業に係る電力の取引に関する業務において、当該取引に関する情報を取り扱わないことを確保するための措置
- ⑥ 特定卸供給事業に係る電力の取引のに関する業務において、当該取引に関する情報を取り扱わないことを確保するための措置

3 PGと特定関係事業者の間において、第1項又は前項に基づく兼職者がいる場合には、当該兼職者の業務内容、兼職の必要性、当該兼職によって中立性阻害行為が発生しないと考える根拠及び発生を防ぐ仕組みとその実施状況等を明らかにし、電力・ガス取引監視等委員会へ説明するとともに、公表するものとする。

4 PGの取締役にあつては、退任後2年間を経過せず、特定関係事業者の取締役等又は特定関係事業者における小売部門、電力取引部門及び発電部門において電力小売営業、電力取引業務及び電源開発計画策定業務を行う箇所への人事異動を行わない

こととする。

- 5 PGの従業者にあつては、「パワーグリッドサービス部ネットワークサービスセンター」、「中央給電指令所」及び「技術統括室」から、特定関係事業者の取締役等又は特定関係事業者における小売部門、電力取引部門及び発電部門において、電力小売営業、電力取引業務及び電源開発計画策定業務を行う箇所への直接の人事異動を行わないこととする。

(情報の目的外の利用又は提供の禁止)

第4条 託送供給等部門の役職員は、託送関連情報に関し、次の事項を遵守しなければならない。

- ① 当該情報を託送供給等業務及び再生可能エネルギー電気の調達・供給に係る業務（以下、本条において「本業務」という。）の用に供する目的以外の目的のために利用しないこと。
- ② 当該情報について、託送供給等部門外に漏洩しないよう厳正に管理を行うこと。
- ③ 当該情報を本業務の用に供する目的以外の目的のために特定関係事業者の役職員その他の託送供給等部門以外の者に提供しないこと。

ただし、契約者等の要請に基づく場合等、正当な理由がある場合はこの限りでない。

なお、非常災害時等の緊急的に供給支障を解消することが必要な場合に情報提供を行うことや需給ひっ迫時における安定供給の確保のために必要な情報提供を行うことは、本業務の用に供する目的での提供であり、妨げられるものではない

- 2 託送供給等部門から異動した役職員、及び、当該情報を業務の必要上知ることとなった託送供給等部門の役職員以外の役職員についても同様とする。
- 3 特定関係事業者の役職員は、非公開情報（統計情報、匿名加工情報及び託送関連情報のうち法令に基づき一般送配電事業者から適正に提供を受けた情報を除く。）を、自社の小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業の業務に利用してはならない。
- 4 特定関係事業者の役職員は、PGの役職員に対し、正当な理由なく当該情報の提供を依頼してはならない。

(差別的取扱いの禁止)

第5条 PGの役職員は、送配電等業務において、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えてはならない。

- 2 特定関係事業者の役職員は、送配電等業務において、PGの役職員に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は他の電気供給事業者に対し不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えるよう要求してはならない。

(その他の競争関係阻害行為の禁止)

第6条 PGが用いる商標は、PGの独自商標とし、その特定関係事業者と同一であると誤認されるかたちで、グループ商標を用いてはならない。

- 2 PGは、その信用力及びブランド力を活用して、特定関係事業者に対する需要家、

取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為は行わない。

- 3 特定関係事業者は、P Gの信用力及び知名度を利用して、その特定関係事業者の事業を有利にする広告・宣伝その他の営業行為を行わない。
- 4 特定関係事業者は、P Gに対し、P Gの信用力及びブランド力を活用して、その特定関係事業者の事業を有利にする広告、宣伝その他の営業行為を行うよう要求してはならない。

(グループ内取引における公正性の確保)

第7条 P Gは、通常の利用の条件と異なる条件であって電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件により、特定関係事業者及び特殊の関係のある者と取引を行わない。

- 2 特定関係事業者は、P Gに対し、通常の利用の条件と異なる条件であって電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件による取引を要求してはならない。

(委受託における取扱い)

第8条 P Gが、送配電等業務を特定関係事業者又は特定関係事業者の子会社等に委託する場合には、次の条件のいずれかに該当する場合に限り、その送配電等業務の委託を実施するものとする。

- ① 災害その他非常の場合におけるやむを得ない一時的な業務である場合又は業務を受託する者が、P G子会社（自己が特定関係事業者又はその子会社等（P Gを介在させることなく、財務及び事業の方針の決定を支配するものに限る）に該当する場合を除く）である場合
- ② 非公開情報を取り扱わず、受託者の裁量の余地がないことが明白であって、公募することなくその業務を委託することに合理的な理由がある業務を委託する場合
- 2 P Gは、最終保障供給又は離島等供給の業務について、受託者を公募することなく、特定関係事業者へ委託してはならない。ただし、災害その他非常の場合におけるやむを得ない一時的な委託は除く。
- 3 P Gが、特定関係事業者の小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業の業務を受託する場合には、合理的な範囲において、委託に応じることが可能な業務を公表した上で、次の内容のいずれかに該当する場合に限り、その小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業の業務を受託するものとする。
 - ① 災害その他非常の場合におけるやむを得ない一時的な業務である場合
 - ② P Gが、当該受託した業務の成果を高めることができず、かつ受託するにあたってグループ内外での条件等に差を設けていない業務である場合
- 4 特定関係事業者は、P Gに対し、第1項から第3項に定める条件以外で、送配電等業務の委託又は小売電気事業、発電事業若しくは特定卸供給事業の業務の受託を行うよう要求してはならない。

(両部門を統括する地位にある役職員の留意事項)

第9条 役職員のうち、託送供給等部門及び特定関係事業者における発電部門、小売部門又は電力取引部門をともに統括する地位にある者は、第4条、第5条、第6条、第7条及び第8条を遵守することにつき、特に留意しなければならない。

(監査)

第10条 P Gは、ネットワーク運営の中立性を維持するため、一般送配電業務に関する社

内外のルールの遵守・管理状況について定期的に監査を受け、必要に応じて是正措置を行う。

(違反に関する報告及び処分)

第11条 ネットワーク運営の中立性の確保に関する社内外のルールについて違反行為があった場合、当該行為を知った者は速やかにHD及びPGの管理総括責任者(HD代表執行役社長及びPG社長執行役員)まで報告しなければならない。

2 ネットワーク運営の中立性の確保に関する社内外のルールについて違反行為を行った者に対しては就業規則等に則り厳正に処分を行う。

以 上

©東京電力パワーグリッド株式会社